第1回 有明地域医療構想調整会議 次第

▶ 日時:平成29年8月1日(火)午後7時~

▶ 場所:熊本県県北玉名地域振興局 4 階大会議室

I 開 会

Ⅱ議事

1 議長・副議長の選出について

2 地域医療構想調整会議の運営について ・・・・【資料1】

3 平成 28 年度病床機能報告結果について・・・・【資料 2】

4 地域医療介護総合確保基金(医療分)について ・・・【資料3】

5 回復期病床への機能転換施設整備事業について・・・・【資料4】

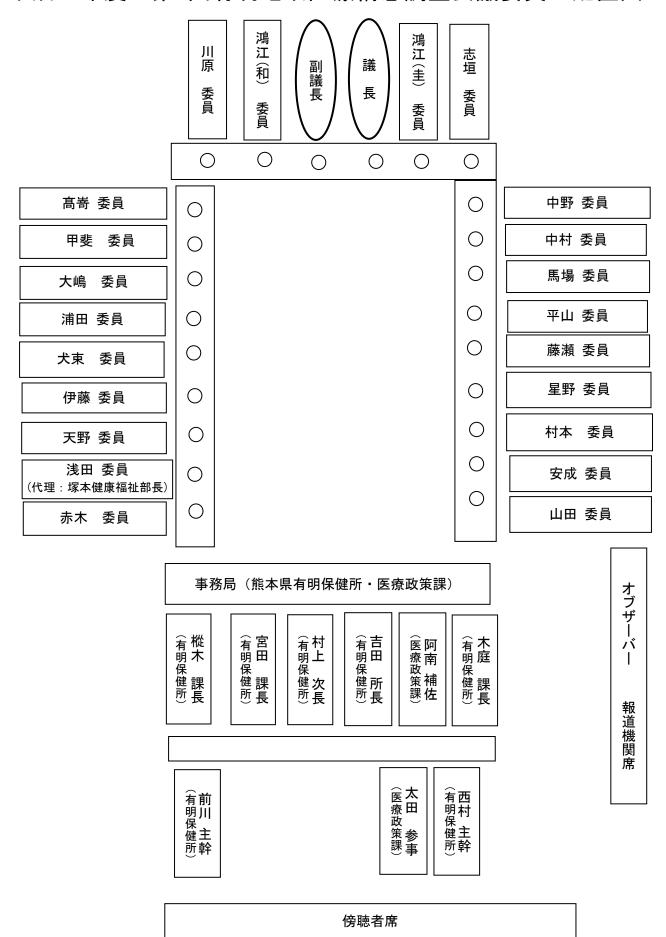
Ⅲ閉会

平成29年度 第1回有明地域医療構想調整会議 委員

(順不同) 平成29年8月1日現在

	(か)式 1	同)			平成29年8月1	
No.	氏	名		所属•役職	備考	出欠
1	赤木	純児	玉名郡市医師会 病院代表	玉名地域保健医療センター・院長		0
2	浅田	敏彦	市町行政代表	荒尾市長	荒尾市健康福祉部長 塚本 雅之	代理 出席
3	天野	佳代	熊本県看護協会 有明支部長	荒尾中央病院·看護部長		0
4	伊藤	隆康	荒尾市医師会 診療所代表	伊藤医院•院長長		0
5	犬束	美尚	玉名郡市歯科医師会 副会長	犬東歯科医院長		0
6	浦田	誓夫	玉名郡市医師会 診療所代表	浦田医院・院長		0
7	大嶋	壽海	公立病院	荒尾市民病院·事業管理者		0
8	甲斐	親昌	熊本県老人保健施設協会代表	ゆうきの里 施設長		0
9	川原	延夫	公益社団法人熊本県精神科協会代表	玉名病院•理事長/院長		0
10	鴻江	和洋	荒尾市医師会 病院代表	新生翠病院•理事長		0
11	鴻江	圭子	熊本県老人福祉施設協議会代表	白寿園 施設長		0
12	志垣	信行	公立病院	和水町立病院•院長		0
13	髙嵜	哲哉	市町行政代表	玉名市長		0
14	中野	哲雄	公立病院	公立玉名中央病院·院長		0
15	中村	光成	荒尾市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	西原クリニック・院長		0
16	馬場	一英	荒尾市歯科医師会 副会長	ばば歯科クリニック院長		0
17	平山	晴章	玉名郡市医師会長	平山耳鼻咽喉科医院·院長		0
18	藤瀬	隆司	荒尾市医師会長	荒尾駅前クリニック院長		0
19	星野	輝彦	熊本県薬剤師会玉名支部 支部長	ハッピー薬局 薬局長		0
20	前田	多津行	市町行政代表	玉名郡町村会長		欠席
21	村本	慎悟	熊本県薬剤師会荒尾支部 支部長	荒尾市民病院		0
22	安成	英文	玉名郡市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	安成医院•院長		0
23	山田	理佳	熊本県保険者協議会代表	全国健康保険協会熊本支部 企画総務部保健グループ長		0

平成29年度 第1回有明地域医療構想調整会議委員 配置図



有明地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、有明構想区域(以下「構想区域」という。) に有明地域医療構想調整会議(以下「有明地域調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 有明地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の 事項について協議する。
 - (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
 - (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
 - (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
 - (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

- 第3条 有明地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係 者等で構成する。
- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

- 第4条 有明地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。
- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、有明地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 有明地域調整会議は、議長が招集する。
- 2 有明地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取すること ができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、有明地域調整会議における意見をまとめて、 熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。 (庶務)

第7条 有明地域調整会議の庶務は、熊本県有明保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有明地域調整会議の運営に関し必要な事項は、 議長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年 7月 11日から施行する。